

議題 1 会長・副会長の選任について

- 埼玉県北部地域保健医療協議会は令和 4 年 6 月 1 日に設置され、会長・副会長の選任が必要である。
- 本協議会要綱第 5 条の規定では、「協議会に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する。」とされている。
- 今回は書面開催により互選ができないため、事務局から提案させていただく。

<事務局案>

役 職 名	氏 名	備 考
会 長	小林 敏宏 委員	熊谷市医師会 会長
副 会 長	鈴木 和喜 委員	本庄市児玉郡医師会 会長

<理由>

理由)

会長には、令和 4 年 5 月 3 1 日付けで廃止となった、埼玉県北部地域保健医療・地域医療構想協議会から引き続きとし、副会長にはこれまで本庄市児玉郡医師会から推薦された委員を選任していたため。

- ※ 事務局案に対する可否を「別紙回答書」にご記入のうえ、3月23日（木）までにメール又はFAXにて御回答ください。